

船橋市市民活動・ボランティア スタートアップ 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の市民活動やボランティア活動への参加機会及び市民と市民活動団体との交流の機会を創出し、これらを通じて、市民による自主的かつ主体的なまちづくりへの参加促進及び市民活動団体の活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1)市民活動 市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動
- (2)市民活動団体 船橋市市民活動サポートセンター利用登録団体
- (3)サイト 船橋市が運営するふなばし市民力発見サイト
- (4)参加希望者 市民活動団体、市、各地区社会福祉協議会、又は町会・自治会等が行う活動や事業にボランティアとして参加する者
- (5)活動受入れ 市民活動団体、市、各地区社会福祉協議会、又は町会・自治会等が行う活動や事業にボランティアを受け入れること
- (6)活動先 市民がボランティアとして参加する市民活動団体、市の所管課、各地区社会福祉協議会又は町会・自治会等

(対象となる活動)

第3条 この制度において対象となる活動は、活動先が任意に設定する期間に行う活動又は事業であって、かつサイトのボランティア募集欄に掲載のある以下の各号に掲げるものとする。

- (1)市民活動団体又は市の所管課がサイトに自ら掲載する活動又は事業であって、次に掲げる各号の要件をすべて満たすもの
 - ㊦【証明書対象】と記載のあるもの
 - ㊧活動内容を明記しているもの
 - ㊨開催場所が船橋市内であること
 - ㊩対象者の条件を明記していること
 - ㊪問い合わせ先を明記していること
 - ㊫その他サイトのボランティア募集記事作成における必須事項を明記していること
- (2)市がボランティアを募集する事業で市民協働課が全庁に照会し、回答のあった事業をとりまとめて掲載するもの
- (3)市内の各地区社会福祉協議会がボランティアを募集する活動
- (4)市内の町会・自治会等が行う活動で以下の必要事項を掲載しているもの
 - ㊦団体名
 - ㊧主な地区
 - ㊨主な活動内容
 - ㊩担当者氏名
 - ㊪連絡先

2 前項各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は本制度の対象とならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）並びにその統制下にある団体を利する活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 第1項第3号に定める各地区社会福祉協議会がボランティアを募集する事業は、船橋市社会福祉協議会が一括してサイトのボランティア募集欄へ掲載することができる。

4 第1項第4号に定める町会・自治会等の活動に関連して、市民協働課がボランティアを受け入れる町会・自治会等を取りまとめて必要事項をサイトに掲載するものとする。

（掲載期限）

第4条 対象となる活動の掲載期限は以下の各号に定める。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に定めるものにあつては原則、事業終了日とし、定めのないものは、掲載日から1年間とする。

(2) 同第3号及び第4号に定めるものにあつては掲載のあった当該年度限りとする。

（対象となる者）

第5条 この制度の対象となる者は、第3条第1項の各号に定める活動又は事業への参加希望者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に在住する者

(2) 市内に在勤する者

(3) 市内に在学する者

（募集方法）

第6条 この制度において活動先がボランティアの募集をする場合は、サイトのボランティア募集欄に掲載し、対象となる者に周知するものとする。

（申し込み方法）

第7条 第5条に該当する活動希望者が、第6条に定める活動先が募集するボランティアに申し込む場合は、サイトに掲載の各問い合わせ先に連絡し活動先の指示に従うか、又は活動先がサイトに明記する申込方法に従い、直接活動先に申し込みを行うものとする。

2 前項に定める申し込みを行う者が未成年である場合は、申し込みにあたって親権者の同意を必要とする。

（ボランティア活動への参加）

第8条 第7条に定める申し込みを行った者は、活動先の指示に従いボランティア活動に参加する。

2 活動先は、第7条第1項に定める申し込みを行う者が未成年である場合は、前条第2項の規定に基づき、親権者の同意の有無を確認し、同意のある場合のみ活動受入れを行うものとする。

（ボランティア活動証明書の発行）

第9条 第8条のボランティア活動に参加した者で、以下に掲げる全ての書類をボランティア活動に参加した日から3か月以内に提出した者に対して、市はボランティア活動証明書（第3号様式）を発行する。証明書の発送は、市に書類を提出した日の翌月中旬とする。

(1)第3条第1項各号に掲げるすべての活動 ボランティア活動報告書(第1号様式)

(2)第3条第1項第4号に掲げる活動 ボランティア活動確認書(第2号様式)で、所定の記載欄に当日の運営責任者の署名があるもの

2 前項の証明書の発行にあたっては、ボランティア活動への参加の疑義がある場合は、市は対象者又は活動先に、活動や対象者の参加の有無等について確認を行うものとする。

(補償)

第10条 第8条に定めるボランティア活動の実施に際し事故が発生し対象者が傷害を被った場合は、別に定める船橋市市民活動総合補償制度の規定に則り対応するものとする。ただし、同制度の対象とならない場合はこの限りではない。

(事務所管)

第11条 この要綱に基づく制度に関する事務は、市民協働課が所管する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(第1号様式)

提出先

船橋市市民協働課

F A X :

E-mail :

ボランティア活動報告書

【活動者について】

ふりがな		年代	10代以下 ・ 20～30代
氏 名			40～50代 ・ 60～70代 80代以上
住所 (証明書送付先)	〒 ー		
勤務先名又は 学校名	※船橋市在住ではない方のみご記入ください		
連絡先 (電話番号)			
連絡先 (メールアドレス)			

【ボランティア活動について】

活動先(団体名)	
活動日時	
活動場所	
活動内容	
活動を通じた 気づき・学び	

年 月 日

ボランティア活動確認書

当日運営責任者名

※当日の運営責任者が自筆で記載してください。

下記の参加者がボランティア活動に参加されたことを確認しました。

記

<以下参加者記載欄>

参加者名	
活動日時	
活動先	

年 月 日

ボランティア活動証明書

様

船橋市長



上記の者は下記のとおり、ボランティア活動に参加されたことを証明いたします。

記

活動先	
活動日時	
活動場所	
活動内容	